

付 議 第 9 号

平成 30 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項の決定に関する議案

別紙のとおり、平成 30 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項を定めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 24 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

平成 30 年度高知県立中学校入学志願者取扱要項（案）

I 出願資格

- 1 高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校、高知県立高知国際中学校及び高知県立中村中学校（以下「県立中学校」という。）の第 1 学年に出願できる者（以下「入学志願者」という。）は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ア 平成 30 年 3 月に、小学校、義務教育学校前期課程又はこれに準ずる学校を卒業又は修了する見込みの者
 - イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校以外の教育施設に在籍する者で、高知県教育委員会が、小学校を卒業した者と同等程度以上の学力を有すると認めた者
- 2 通学区域は、高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成 13 年高知県教育委員会規則第 10 号）による。

ただし、上記 1 に定める資格を有し、以下のいずれかに該当する者については、所定の期間内に必要書類を提出し、志願先県立中学校長の承認を受けることで、出願することができる。

 - ア 保護者の転勤等に伴う転居により、通学区域が異なる県立中学校への出願を希望する高知県在住の者
 - イ 他の都道府県等から保護者と共に高知県内に転居する者
 - ウ 県立高知国際中学校への出願を希望し、受検者本人のみ他の都道府県等から転居する予定の者で、高知県教育委員会が別に定める要件を満たす者

II 入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

III 日程

日程は、高知県教育委員会が別に定める。

IV 検査内容

入学志願者全員に対して、志願理由書、適性検査、作文の中から学校が指定する検査等（以下「検査等」という。）及び面接を実施する。

V 入学予定者の決定

- 1 入学予定者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学者選考委員会（委員長は、県立中学校長を充てる。）を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。
- 2 検査等及び面接の実施方法等については、平成 30 年度高知県立中学校入学志願者取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定める。
- 3 各県立中学校長が必要と認める場合は、入学予定者の決定とともに補欠入学予定者を決定することができる。
- 4 その他
 - (1) 特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。
 - (2) 県立中学校長は、出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

VI 補欠入学

- 1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。
- 2 補欠入学を実施するに当たっては、Vの3に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。
- 3 補欠入学の実施方法等については、取扱要領で定める。

VII その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、県教育長が取扱要領で定める。

VIII 附則

この要項は、平成 29 年 月 日から施行する。

平成30年度高知県立中学校入学志願者取扱要項について

1 要項を早期に定める理由

高知県立中学校入学志願者取扱要項については、例年、各年度の生徒数の動向や学校行事等を勘案したうえで、定員・日程を含めて6月に定めているが、平成30年度要項については、高知国際中学校が開校することに伴い、出願資格や検査内容等の周知期間を確保する必要があるため、早期に定めることとした。

2 主な変更点

I 出願資格

項 目	平成30年度	平成29年度
<p>1 (出願資格について)</p> <p>高知県立高知国際中学校を追加 *項目ア 文言修正 *項目イ 追加</p>	<p>高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校、高知県立高知国際中学校及び高知県立中村中学校(以下「県立中学校」という。)の第1学年に出願できる者(以下「入学志願者」という。)は、以下のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 平成30年3月に、小学校、義務教育学校前期課程又はこれに準ずる学校を卒業又は修了する見込みの者</p> <p>イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校以外の教育施設に在籍する者で、高知県教育委員会が、小学校を卒業した者と同等程度以上の学力を有すると認めたる者</p>	<p>高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校(以下「県立中学校」という。)の第1学年に出願できる者(以下「入学志願者」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>平成29年3月に小学校を卒業する見込みの者及び義務教育学校前期課程を修了する見込みの者</p>
<p>2の3行目 (通学区域外からの志願について)</p> <p>*文言修正</p>	<p>上記1に定める資格を有し、以下のいずれかに該当する者については、所定の期間内に必要書類を提出し、志願先県立中学校長の承認を受けることで、出願することができる。</p> <p>ア 保護者の転勤等に伴う転居により、通学区域が異なる県立中学校への出願を希望する高知県在住の者</p> <p>イ 他の都道府県等から保護者と共に高知県内に転居する者</p>	<p>高知県内の小学校卒業予定者及び義務教育学校前期課程修了予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。</p>
<p>2の8行目～ (通学区域外からの志願について)</p> <p>*項目ウ 追加</p>	<p>ウ 県立高知国際中学校への出願を希望し、受検者本人のみ他の都道府県等から転居する予定の者で、高知県教育委員会が別に定める要件を満たす者</p>	

